学校法人国際学園

星槎大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

①法人名称	学校法人国際学園
②設置大学名称	星槎大学
③担当部署	横浜事務局
④問合せ先	総務部
⑤点検結果の確定日	令和８年９月３０日
⑥点検結果の公表日	令和８年９月３０日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://seisa.ac.jp/about/report/

【備考欄】

2026 年度（令和 8 年度）の点検結果

※改正私立学校法（令和 7 年 4 月 1 日施行）に対応するため、寄附行為を変更し、理事会・評議員会・監事の権限及び役割分担を明確化するとともに、ガバナンス体制を整備した。

「５つの指針」の遵守（実施）状況の点検結果

５つの指針	遵守状況
１　大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	○
１－１　建学の精神と共生の理念の明示	○
１－２　中期的な計画の策定	○
２　安定性・継続性（学校法人運営の基本）	○
２－１　理事会と監督	○
２－２　監査機能の充実	○
３　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	○
３－１　学長の職責（学則第７条）	○
３－２　補佐体制（学則第８条、第９条、第１０条）	○
３－３　教授会の役割（学則第１６条、第１６条の２、第１７条、大学院学則第６条、専門職大学院学則第７条）	○
４　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	○
４－１　学生に対する責任（学則第３条）	○
４－２　教職協働と能力開発（FD/SD）	○
４－３　社会貢献と危機管理	○
５　透明性の確保（情報公開）	○
５－１　情報公開の充実	○

※遵守状況の有無について「○」「△」「×」で表記